

西東京市総合計画条例（素案骨子）

1 目的

この条例は、西東京市（以下「市」という。）が策定する総合計画について基本的な事項を定めるとともに、総合的かつ長期的なまちづくりを行うことを明らかにし、もって計画的かつ安定的な行政運営を推進することを目的とする。

2 用語の定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市における総合的かつ計画的な行政運営を行うための指針をいい、基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指すべき将来像やまちづくりの方向性等を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想で示した将来像やまちづくりの方向性等を実現するための施策を示すものをいう。
- (4) 実施計画 市のまちづくりの具体的な計画であり、基本計画で示した施策を達成するための具体的な事業を示すものをいう。

3 位置付け

総合計画は、市の最上位の計画とし、市は、個別の行政分野に関する計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

4 審議会への諮問

市長は、基本構想及び基本計画の策定に当たっては、あらかじめ西東京市総合計画策定審議会条例（平成13年西東京市条例第162号）第1条に規定する西東京市総合計画策定審議会に諮問するものとする。

5 議会の議決

市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止するときは、当該基本構想について議会の議決を経なければならない。

6 公表

市長は、総合計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。